

○厚生労働省令第百五十二号  
 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及び関係法令の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令  
 平成三十年十二月二十八日  
 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令  
 (国民年金法施行規則の一部改正)  
 第一条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

	改 正 後	改 正 前
<p>(改定の請求)  <b>第三十三条 (略)</b>            2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。            一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類            二 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類            一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書            二 イの障害の現状が第三十三条の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類            ハ イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム            ニ 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のもがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書            三 加算額対象者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類            四 加算額対象者が受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本            五 加算額対象者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類  <b>第三十三条の二 (略)</b>            3 36 (略)            2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。            一 特定初診日以後において共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合(存続組合及び指定基金を含む。)又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類            二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類            三 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類            一 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書            二 イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム            ハ 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のもがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p>	<p>(改定の請求)  <b>第三十三条 (略)</b>            2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。            一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類            二 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類            一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書            二 イの障害の現状が第三十三条の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類            ハ イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム            ニ 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のもがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書            三 加算額対象者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類            四 加算額対象者が受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本            五 加算額対象者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類  <b>第三十三条の二 (略)</b>            3 36 (略)            2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。            一 特定初診日以後において共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合(存続組合及び指定基金を含む。)又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類            二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類            三 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類            一 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書            二 イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム            ハ 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のもがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p>	<p>(改定の請求)  <b>第三十三条 (略)</b>            2 前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。            一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書            二 前号の障害の現状が第三十三条の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類            三 第一号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム            四 加算額対象者が受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本            五 加算額対象者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類            六 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のもがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を添えなければならない。  <b>第三十三条の二 (略)</b>            3 36 (略)            2 前項の請求書には、次に掲げる書類等(第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類等)については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。)を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。            一 特定初診日以後において共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合(存続組合及び指定基金を含む。)又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類            二 その他障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書            三 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム            四 その他障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類(当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するの参考となる書類)</p>

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

四 障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）

五 加算額対象者があるときは、当該請求書を提出する日前一月以内に作成された次に掲げる書類

- イ 加算額対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
- ロ 加算額対象者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類

3 (略)

第三十六条の三 (略)

2 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次に掲げる書類等を添えなければならない。

3 (略)

第三十六条の四 障害基礎年金の受給権者に関する届出

厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出)

第三十六条の五 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、

指定日前一月以内に作成された障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき、厚生労働大臣が法第八十二条の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、若しくは資料の提供を受けることにより指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類に係る事実を確認することができること又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

第五十一条の三 (略)

2 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(遺族基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第五十一条の四 遺族基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認められて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定

五 加算額対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

六 加算額対象者があるときは、その者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類

七 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

3 (略)

第三十六条の三 (略)

2 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

3 (略)

第三十六条の四 障害基礎年金の受給権者に関する届出

厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出)

第三十六条の五 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、

指定日前一月以内に作成された障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

第五十一条の三 (略)

2 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(遺族基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第五十一条の四 遺族基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認められて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定

第二條 厚生年金保険法施行規則の一部改正

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しななければならない。ただし、当該遺族基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しななければならない。ただし、当該遺族基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

第三十五條之三 (略)

第三十五條之三 (略)

2 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

2 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二 (略)

一・二 (略)

3 (略)

3 (略)

(老齢厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

(老齢厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第三十五條之四 老齢厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認め、厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しななければならない。ただし、当該老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

第三十五條之四 老齢厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認め、厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しななければならない。ただし、当該老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(改定の請求)

(改定の請求)

第四十七條 (略)

第四十七條 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等(当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限り)を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

二 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類

二 前号の障害の現状が第四十七條の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類

イ 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

二 前号の障害の現状が第四十七條の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類

ロ イの障害の現状が第四十七條の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類

三 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム

ハ 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム

(削る)

三 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム

三 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）  
 3 (略)  
 第四十七条の二 (略)  
 2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)  
 二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類  
 一 障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書  
 二 イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

四 (略)  
 五 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）  
 3 (略)  
 3 (障害厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第五十一条の四 障害厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度が必要であると認め、厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害厚生年金の額の一部につき支給が停止されているときは、この限りでない。  
 2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(遺族厚生年金の受給権者等に係る障害の現状に関する届出)  
 第六十八条の三 遺族厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度が必要であると認め、厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族厚生年金の額の一部につき支給が停止されているときは、この限りでない。  
 2 被保険者又は被保険者であつた者の子がある配偶者で、被保険者又は被保険者であつた者の子であつてその障害の程度が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものがあつた遺族厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその子の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族厚生年金の額の一部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

四 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本  
 3 (略)  
 第四十七条の二 (略)  
 2 前項の請求書には、次に掲げる書類等（第二号、第三号及び第五号に掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。  
 一 (略)  
 二 その他障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

三 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

四 (略)  
 五 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本  
 3 (略)  
 3 (障害厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第五十一条の四 障害厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度が必要であると認め、厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害厚生年金の額の一部につき支給が停止されているときは、この限りでない。  
 2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(遺族厚生年金の受給権者等に係る障害の現状に関する届出)  
 第六十八条の三 遺族厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度が必要であると認め、厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族厚生年金の額の一部につき支給が停止されているときは、この限りでない。  
 2 被保険者又は被保険者であつた者の子がある配偶者で、被保険者又は被保険者であつた者の子であつてその障害の程度が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものがあつた遺族厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその子の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族厚生年金の額の一部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

四 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本  
 3 (略)  
 第四十七条の二 (略)  
 2 前項の請求書には、次に掲げる書類等（第二号、第三号及び第五号に掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。  
 一 (略)  
 二 その他障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

第三條 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十一年厚生省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

3 第一項又は前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、第一項又は前項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

3 第一項又は前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、第一項又は前項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

		改正後		改正前	
		附則		附則	
		(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)		(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)	
		第十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。)による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続については、旧厚生年金保険法施行規則第三十条(第一項第六号を除く。)から第三十四条の二まで、第三十七条から第四十三条の五(第三号を除く。)まで、第四十三条の九から第四十三条の十五まで、第四十四条の二から第四十七条まで、第四十八条、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十九条まで、第六十一条から第六十七条まで、第七十条から第七十六条の三まで、第七十六条の九まで、第七十六条の十二から第七十六条の十八まで、第八十条、第八十一条、第八十二条から第八十七条まで、第八十九条、附則第九項(第六号を除く。)から第十二項まで、第十七項及び第十八項並びに別表、第九条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第三十二号。以下「改正前の厚生省令第三十二号」という。)附則第五条並びに第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。)附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		第十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。)による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続については、旧厚生年金保険法施行規則第三十条(第一項第六号を除く。)から第三十四条の二まで、第三十七条から第四十三条の五(第三号を除く。)まで、第四十三条の九から第四十三条の十五まで、第四十四条の二から第四十七条まで、第四十八条、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十九条まで、第六十一条から第六十七号まで、第七十条から第七十六条の三まで、第七十六条の九まで、第七十六条の十二から第七十六条の十八まで、第八十条、第八十一条、第八十二条から第八十七号まで、第八十九条、附則第九項(第六号を除く。)から第十二項まで、第十七項及び第十八項並びに別表、第九条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第三十二号。以下「改正前の厚生省令第三十二号」という。)附則第五条並びに第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。)附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第四十五條	(略)	前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	(略)	前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	(略)
第四十七條第二項	(略)	前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。	(略)	前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	(略)
		一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書		一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書	
		二 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム		一 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム	
				ハ 加給年金額の対象者のうち、法別表第一に定める一	
第四十五條	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

(略)	(略)	(略)
	<p>三  加給年金額の対象者があるときは、その者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>四  加給年金額の対象者のうち、法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にある子であつて、社会保険庁長官が指定する以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p>	<p>二  加給年金額の対象者があるときは、その者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）</p>

第二十一条 (旧船員保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)

昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続きについては、旧船員保険法施行規則第四十九条、第五十条（第一項第六号を除く。）から第五十五条（第一項第四号を除く。）まで、第五十六条（第一項第三号を除く。）、第五十六条ノ二（第三号を除く。）、第五十六条ノ四、第五十八条から第六十八条ノ二（第一項第五号を除く。）まで、第六十八条ノ三から第六十八条ノ八（第一項第四号を除く。）まで、第六十八条ノ九（第一項第三号を除く。）、第六十八条ノ十（第三号を除く。）、第六十九条、第七十二条ノ二、第七十三条ノ二から第七十六条まで、第八十一条（第二項第十三号を除く。）から第八十二条ノ二まで、第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十一まで、第八十二条ノ十三、第八十二条ノ十四ノ六、第八十二条ノ十四ノ八から第八十二条ノ十四ノ十まで、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十九条ノ二、第九十九条ノ三、第百三条ノ二及び別表、第八条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十年厚生省令第三十一号。以下「改正前の厚生省令第三十一号」という。）附則第五項から第七項（第五号を除く。）まで、第八項及び第九項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第三十三号。以下「改正前の厚生省令第三十三号」という。）附則第四条並びに船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第四十八号。以下「改正前の厚生省令第四十八号」という。）附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)

第二十一条 (旧船員保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)

昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続きについては、旧船員保険法施行規則第四十九条、第五十条（第一項第六号を除く。）から第五十五条（第一項第四号を除く。）まで、第五十六条（第一項第三号を除く。）、第五十六条ノ二（第三号を除く。）、第五十六条ノ四、第五十八条から第六十八条ノ二（第一項第五号を除く。）まで、第六十八条ノ三から第六十八条ノ八（第一項第四号を除く。）まで、第六十八条ノ九（第一項第三号を除く。）、第六十八条ノ十（第三号を除く。）、第六十九条、第七十二条ノ二、第七十三条ノ二から第七十六条まで、第八十一条（第二項第十三号を除く。）から第八十二条ノ二まで、第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十一まで、第八十二条ノ十三、第八十二条ノ十四ノ六、第八十二条ノ十四ノ八から第八十二条ノ十四ノ十まで、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十九条ノ二、第九十九条ノ三、第百三条ノ二及び別表、第八条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十年厚生省令第三十一号。以下「改正前の厚生省令第三十一号」という。）附則第五項から第七項（第五号を除く。）まで、第八項及び第九項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第三十三号。以下「改正前の厚生省令第三十三号」という。）附則第四条並びに船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十一年厚生省令第四十八号。以下「改正前の厚生省令第四十八号」という。）附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>(略)</p> <p>第五十三条第一項第四号、第五十三条ノ二第四号、第五十四条第一項第五号、第五十六条ノ四第四号、第七十二条ノ二第一項第四号、第七十四条ノ九ノ二第四号、第七十四条ノ十第一項第五号、第七十四条ノ十二第四号及び第七十四条ノ十二第一項第五号</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>第五十三条第二項</p>	<p>前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等ヲ添付スベシ但シ現ニ支給ヲ受クル老齡年金ヲ選択セントスルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>一 届出ノ日前三月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等</p> <p>イ 法第三十四条第四項ノ請求ニ依ル老齡年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタル者ナルトキハ障害ノ程度ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書</p> <p>ロ イノ障害ヲ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム</p> <p>ハ 法第三十六条第一項ノ規定ニ該当スル子ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官</p>	<p>前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類等ヲ添付スベシ但シ現ニ支給ヲ受クル老齡年金ヲ選択セントスルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>一 届出ノ日前三月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等</p> <p>イ 法第三十四条第四項ノ請求ニ依ル老齡年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタル者ナルトキハ障害ノ程度ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書</p> <p>ロ イノ障害ヲ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム</p> <p>ハ 法第三十六条第一項ノ規定ニ該当スル子ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官</p>
<p>(略)</p> <p>第五十三条第一項第四号、第五十三条ノ二第四号、第五十四条第一項第五号、第五十六条ノ四第四号、第七十二条ノ二第一項第四号、第七十四条ノ九ノ二第四号、第七十四条ノ十第一項第五号、第七十四条ノ十二第四号及び第七十四条ノ十二第一項第五号</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

	<p>合ニ於テハ其ノ者ト 届出者トノ身分関係 ヲ明瞭ニシ得ル市町 村長ノ証明書又ハ戸 籍ノ抄本</p> <p>四  前号ニ掲グル子ガ 届出者ノ老齡年金ノ 支給ヲ受クルコトヲ 得ルニ至リタル当時 法別表第四下欄ニ定 ムル一級又ハ二級ノ 障害ノ状態ニ在ル者 ニシテ社会保険庁長 官ノ指定シタルモノ ナルトキハ其ノ者ガ 届出者ノ老齡年金ノ 支給ヲ受クルコトヲ 得ルニ至リタル当時 ヨリ引続キ法別表第 四下欄ニ定ムル一級 又ハ二級ノ障害ノ状 態ニ在ルコトヲ認め 得ベキ書類</p>	<p>ノ指定シタルモノナルトキ ハ其ノ者ガ届出者ノ老齡年 金ノ支給ヲ受クルコトヲ得 ルニ至リタル当時ヨリ引続 キ法別表第四下欄ニ定ムル 一級又ハ二級ノ障害ノ状態 ニ在ルコトヲ認め得ベキ書 類</p> <p>二  法第三十六条第一項ノ規定 ニ該当スル配偶者又ハ子アル 場合ニ於テハ其ノ者ト届出者 トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル 市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ 抄本（届出ノ日前一月以内ノ 間ニ於テ作製セラレタルモノ ニ限ル）</p>
<p>第五十四条第一項第五号 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第五十四条第一項第五号 (新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

前項ノ届書ニハ届出ノ日  
前一月以内ノ間ニ於テ作  
製セラレタル次ニ掲グル  
書類等ヲ添附スベシ但シ  
其ノ一部ニ付支給ヲ停止  
セラレタル老齡年金ガ其  
ノ支給ヲ停止セラレザル  
ニ至リタルトキ及届出ノ  
日前六月以内ニ同様ノ書  
類等ノ提出アリタルトキ  
ハ此ノ限ニ在ラズ

一| 社会保険庁長官ノ  
指定シタル届出者ニ  
在リテハ其ノ者ノ障  
害ノ状態ノ程度ニ関  
スル医師又ハ歯科医  
師ノ診断書

前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類等  
ヲ添附スベシ但シ其ノ一部ニ付支  
給ヲ停止セラレタル老齡年金ガ其  
ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタ  
ルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同  
様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ  
此ノ限ニ在ラズ

一| 届出ノ日前三月以内ノ間ニ  
於テ作製セラレタル次ニ掲グ  
ル書類等

イ| 社会保険庁長官ノ指定シ  
タル届出者ニ在リテハ其ノ  
者ノ障害ノ状態ノ程度ニ関  
スル医師又ハ歯科医師ノ診  
断書

ロ| イノ障害ガ別表第一ニ掲  
グル疾病又ハ負傷ニ因ルモ

(略)

(略)

(略)	
第五十五条第二項	<p>二 前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム</p> <p>三 法第三十六条第一項ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本</p> <p>四 前号ニ掲グル子ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ベキ書類</p>
<p>前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類ヲ添付スベシ但シ交渉法第十六条第一項但書ニ該当セザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以</p>	<p>ノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム</p> <p>ハ 法第三十六条第一項ノ規定ニ該当スル子ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ベキ書類</p> <p>二 法第三十六条第一項ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本(届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタルモノニ限ル)</p>
(略)	
第五十五条第二項	<p>至リタルトキ及</p>
<p>至リタルトキ、昭和六十年改正法附則第八十七条ノ規定ニ依リ適用スルモノトサレタル平成六年改正法附則第二十一条ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及</p>	<p>至リタルトキ、昭和六十年改正法附則第八十七条ノ規定ニ依リ適用スルモノトサレタル平成六年改正法附則第二十一条ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及</p>

<p>(略)</p>	<p>第七十二条ノ二第二項</p>
<p>内ニ同様ノ書類ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ 一 法第三十六条第一項ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本 二 前号ニ掲グル子ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認め得ベキ書類</p>	<p>(略)</p>
<p>一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金ガ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ 一 法第三十六条第一項ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本(届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタルモノニ限ル) 二 前号ニ掲グル子ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認め得ベキ書類(届出ノ日前三月以内ノ間ニ於テ作製セラレタルモノニ限ル)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>第七十二条ノ二第二項第四号、第七十四条ノ十第二項第四号</p>
<p>(略)</p>	<p>届出者ノ障害年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時法別表第四下欄</p>
<p>(略)</p>	<p>法別表第四下欄</p>

--	--

在リテハ其ノ者ノ障  
害ノ状態ノ程度ニ関  
スル医師又ハ歯科医  
師ノ診断書

二| 前号ノ障害方別表  
第一二掲グル疾病又  
ハ負傷ニ因ルモノナ  
ルトキハ其ノ障害ノ  
状態ノ程度ヲ示スレ  
ントゲンフィルム

三| 法第四十一条ノ二  
第一項ノ規定ニ該当  
スル配偶者又ハ子ア  
ル場合ニ於テハ其ノ  
者ト届出者トノ身分  
関係ヲ明瞭ニシ得ル  
市町村長ノ証明書又  
ハ戸籍ノ抄本

四| 前号ニ掲グル子ガ  
届出者ノ障害年金ノ  
支給ヲ受クルコトヲ  
得ルニ至リタル当時  
法別表第四下欄ニ定  
ムル一級又ハ二級ノ  
障害ノ状態ニ在ル者  
ニシテ社会保険庁長  
官ノ指定シタルモノ  
ナルトキハ其ノ者ガ  
届出者ノ障害年金ノ  
支給ヲ受クルコトヲ  
得ルニ至リタル当時  
ヨリ引続キ法別表第  
四下欄ニ定ムル一級  
又ハ二級ノ障害ノ状  
態ニ在ルコトヲ認め  
得ベキ書類

スル医師又ハ歯科医師ノ診  
断書

ロ| イノ障害方別表第一二掲  
グル疾病又ハ負傷ニ因ルモ  
ノナルトキハ其ノ障害ノ状  
態ノ程度ヲ示スレントゲン  
フィルム

ハ| 法第四十一条ノ二第一項  
ノ規定ニ該当スル子ガ法別  
表第四下欄ニ定ムル一級又  
ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル  
者ニシテ社会保険庁長官ノ  
指定シタルモノナルトキハ  
其ノ者ガ法別表第四下欄ニ  
定ムル一級又ハ二級ノ障害  
ノ状態ニ在ルコトヲ認め得  
ベキ書類

二| 法第四十一条ノ二第一項ノ  
規定ニ該当スル配偶者又ハ子  
アル場合ニ於テハ其ノ者ト届  
出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ  
得ル市町村長ノ証明書又ハ戸  
籍ノ抄本（届出ノ日前一月以  
内ノ間ニ於テ作製セラレタル  
モノニ限ル）

--	--

届出者ノ障害年金ノ支給 ヲ受クルコトヲ得ルニ至 リタル当時ヨリ引続キ法 別表第四下欄	
---	--

	法別表第四下欄
--	---------

第七十四条ノ十第二項	(略)	第七十四条ノ二 (胎児出生の届出) 第七十四条ノ二 障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ社会保険庁長官ニ提出スベシ 一 届出者ノ生年月日 二 障害年金証書ノ記号番号 三 胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名 2 前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者方法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ
前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル	(略)	第七十四条ノ二 障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ社会保険庁長官ニ提出スベシ 一 届出者ノ生年月日 二 障害年金証書ノ記号番号 三 胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名 2 前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者方法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ
前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類等ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラルル障害年金ガ其ノ	(略)	第七十四条ノ二 障害年金受給者ハ配偶者(法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者)(以下本条ニ於テ同ジ)又ハ子(法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル子)(以下本条ニ於テ同ジ)ヲ有スルニ至ツタトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ 一 届出者ノ生年月日 二 障害年金証書ノ年金コード 三 配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名 四 配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ツタ年月日及其ノ事由 2 前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添付スベシ 一 届出ノ日以前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類 イ 配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本 ロ 配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認め得ベキ書類 二 子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ届書ヲ提出スル日前三月以内ニ作製セラレタル其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書

第七十四条ノ十第二項	(略)	第七十四条ノ二 (胎児出生の届出) 第七十四条ノ二 障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ社会保険庁長官ニ提出スベシ 一 届出者ノ生年月日 二 障害年金証書ノ記号番号 三 胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名 2 前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者方法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ
(新設)	(略)	第七十四条ノ二 障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ社会保険庁長官ニ提出スベシ 一 届出者ノ生年月日 二 障害年金証書ノ記号番号 三 胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名 2 前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者方法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ
(新設)	(略)	第七十四条ノ二 障害年金受給者ハ配偶者(法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者)(以下本条ニ於テ同ジ)又ハ子(法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル子)(以下本条ニ於テ同ジ)ヲ有スルニ至ツタトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ 一 届出者ノ生年月日 二 障害年金証書ノ年金コード 三 配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名 四 配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ツタ年月日及其ノ事由 2 前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添付スベシ 一 届出ノ日以前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類ヲ添付スベシ イ 配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本 ロ 配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認め得ベキ書類 三 子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ届書ヲ提出スル日前三月以内ニ作製セラレタル其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書

書類等ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラルル障害年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 社会保険庁長官ノ指定シタル届出者ニ在リテハ其ノ者ノ障害ノ状態ノ程度ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書

二 前号ノ障害方別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム

三 法第四十一条ノ二第一項ニ該当スル配偶者又ハ子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本

四 前号ニ掲グル子ガ届出者ノ障害年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ届出者ノ障害年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時

支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出ノ日前三月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等

イ 社会保険庁長官ノ指定シタル届出者ニ在リテハ其ノ者ノ障害ノ状態ノ程度ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書

ロ イノ障害方別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム

ハ 法第四十一条ノ二第一項ニ該当スル子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認め得ベキ書類

二 法第四十一条ノ二第一項ニ該当スル配偶者又ハ子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本（届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタルモノニ限ル）

第七十四条ノ十二第一項	(略)	ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認めベキ書類
第七十四条ノ十二第二項第一号	(略)	一月
(略)	(略)	三月
第八十一条ノ六第二項	(略)	前項ノ届書ニハ届出ノ日及届出ノ日六月以内ニ同様ノ書類等ヲ添付スベシ但シ現ニ支給ヲ受クル遺族年金ヲ選択セントスルトキ及届出ノ日六月以内ニ同様ノ書類等ヲ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ届書ニハ届出ノ日及届出ノ日六月以内ニ同様ノ書類等ヲ添付スベシ但シ現ニ支給ヲ受クル遺族年金ヲ選択セントスルトキ及届出ノ日六月以内ニ同様ノ書類等ヲ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ	(略)	前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類等ヲ添付スベシ但シ現ニ支給ヲ受クル遺族年金ヲ選択セントスルトキ及届出ノ日六月以内ニ同様ノ書類等ヲ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十四条ノ十二第一項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
第八十一条ノ六第二項第四号、第八十二条第二項第四号	(略)	子ガ十八歳以上ニシテ初ノ三月三十一日方終了シタル子
子ガ十八歳以上ニシテ初ノ三月三十一日方終了シタル子	(略)	子(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日方終了シタル子ニ限ル)ガ

	第八十二条第二項
<p>四  前号二掲グル子ガ十八歳以上ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ベキ書類</p> <p>五  届出者ガ前項第六号ニ掲グル妻ナルトキハ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ベキ書類</p> <p>六  前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム</p>	<p>前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等ヲ添附スベシ但シ届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニアラズ</p> <p>一  社会保険庁長官ノ指定シタル届出者ニ在リテハ其ノ者ガ被</p>
<p>トキハ其ノ者ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ベキ書類</p> <p>二  届出者ガ前項第六号ニ掲グル妻ナルトキハ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認メ得ベキ書類</p> <p>ホ  二ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム</p> <p>二  法第五十条ノ三第一項ノ規定ニ該当スル子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本（届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタルモノニ限ル）</p>	<p>前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類等ヲ添附スベシ但シ届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニアラズ</p> <p>一  届出ノ日前三月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等</p> <p>イ  社会保険庁長官ノ指定シタル届出者ニ在リテハ其ノ者ガ被保險者又ハ被保險者</p>
	(新設)
	(新設)
	(新設)
	(新設)

	第八十二条ノ十一 (略)
<p>保険者又ハ被保険者 タリシ者ノ死亡当時 ヨリ引続キ法別表第 四下欄ニ定ムル一級 又ハ二級ノ障害ノ状 態ニ在ルコトヲ認め 得ベキ書類</p> <p>二  前号ノ障害ガ別表 第一二掲グル疾病又 ハ負傷ニ因ルモノナ ルトキハ其ノ障害ノ 状態ノ程度ヲ示スレ ントゲンフィルム</p> <p>三  法第五十条ノ三第 一項ノ規定ニ該当ス ル子アル場合ニ於テ ハ其ノ者ト届出者ト ノ身分関係ヲ明瞭ニ シ得ル市町村長ノ証 明書又ハ戸籍ノ抄本</p> <p>四  前号ニ掲グル子ガ 十八歳以上ニシテ被 保険者又ハ被保険者 タリシ者ノ死亡当時 法別表第四下欄ニ定 ムル一級又ハ二級ノ 障害ノ状態ニ在ル者 ニシテ社会保険庁長 官ノ指定シタルモノ ナルトキハ其ノ者ガ 被保険者又ハ被保険 者タリシ者ノ死亡当 時ヨリ引続キ法別表 第四下欄ニ定ムル一 級又ハ二級ノ障害ノ 状態ニ在ルコトヲ認 メ得ベキ書類</p>	第八十二条ノ十一 遺族 年金受給者ハ法第二十 三条ノ七、第五十条ノ
<p>タリシ者ノ死亡当時ヨリ引 続キ法別表第四下欄ニ定ム ル一級又ハ二級ノ障害ノ状 態ニ在ルコトヲ認め得ベキ 書類</p> <p>ロ  イノ障害ガ別表第一二掲 グル疾病又ハ負傷ニ因ルモ ノナルトキハ其ノ障害ノ状 態ノ程度ヲ示スレントゲン フィルム</p> <p>ハ  法第五十条ノ三第一項ノ 規定ニ該当スル子(十八歳 ニ達シタル日以後ノ最初ノ 三月三十一日ヲ終了シタル 子ニ限ル)ガ被保険者又ハ 被保険者タリシ者ノ死亡当 時法別表第四下欄ニ定ムル 一級又ハ二級ノ障害ノ状態 ニ在ル者ニシテ社会保険庁 長官ノ指定シタルモノナル トキハ其ノ者ガ被保険者又 ハ被保険者タリシ者ノ死亡 当時ヨリ引続キ法別表第四 下欄ニ定ムル一級又ハ二級 ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ 認め得ベキ書類</p> <p>二  法第五十条ノ三第一項ノ規 定ニ該当スル子アル場合ニ於 テハ其ノ者ト届出者トノ身分 関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長 ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本(届 出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ 作製セラレタルモノニ限ル)</p>	第八十二条ノ十一 遺族年金受給 者ハ法第二十三条ノ七、第五十 条ノ七若ハ第五十条ノ七ノ二又
	第八十二条ノ十一 (略)
<p>タリシ者ノ死亡当時ヨリ引 続キ法別表第四下欄ニ定ム ル一級又ハ二級ノ障害ノ状 態ニ在ルコトヲ認め得ベキ 書類</p> <p>ロ  イノ障害ガ別表第一二掲 グル疾病又ハ負傷ニ因ルモ ノナルトキハ其ノ障害ノ状 態ノ程度ヲ示スレントゲン フィルム</p> <p>ハ  法第五十条ノ三第一項ノ 規定ニ該当スル子(十八歳 ニ達シタル日以後ノ最初ノ 三月三十一日ヲ終了シタル 子ニ限ル)ガ被保険者又ハ 被保険者タリシ者ノ死亡当 時法別表第四下欄ニ定ムル 一級又ハ二級ノ障害ノ状態 ニ在ル者ニシテ社会保険庁 長官ノ指定シタルモノナル トキハ其ノ者ガ被保険者又 ハ被保険者タリシ者ノ死亡 当時ヨリ引続キ法別表第四 下欄ニ定ムル一級又ハ二級 ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ 認め得ベキ書類</p> <p>二  法第五十条ノ三第一項ノ規 定ニ該当スル子アル場合ニ於 テハ其ノ者ト届出者トノ身分 関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長 ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本(届 出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ 作製セラレタルモノニ限ル)</p>	第八十二条ノ十一 遺族 年金受給者ハ法第二十 三条ノ七、第五十条ノ
<p>タリシ者ノ死亡当時ヨリ引 続キ法別表第四下欄ニ定ム ル一級又ハ二級ノ障害ノ状 態ニ在ルコトヲ認め得ベキ 書類</p> <p>ロ  イノ障害ガ別表第一二掲 グル疾病又ハ負傷ニ因ルモ ノナルトキハ其ノ障害ノ状 態ノ程度ヲ示スレントゲン フィルム</p> <p>ハ  法第五十条ノ三第一項ノ 規定ニ該当スル子(十八歳 ニ達シタル日以後ノ最初ノ 三月三十一日ヲ終了シタル 子ニ限ル)ガ被保険者又ハ 被保険者タリシ者ノ死亡当 時法別表第四下欄ニ定ムル 一級又ハ二級ノ障害ノ状態 ニ在ル者ニシテ社会保険庁 長官ノ指定シタルモノナル トキハ其ノ者ガ被保険者又 ハ被保険者タリシ者ノ死亡 当時ヨリ引続キ法別表第四 下欄ニ定ムル一級又ハ二級 ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ 認め得ベキ書類</p> <p>二  法第五十条ノ三第一項ノ規 定ニ該当スル子アル場合ニ於 テハ其ノ者ト届出者トノ身分 関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長 ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本(届 出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ 作製セラレタルモノニ限ル)</p>	第八十二条ノ十一 遺族年金受給 者ハ法第二十三条ノ七、第五十 条ノ七若ハ第五十条ノ七ノ二又

七又八第五十条ノ七ノ二ノ規定ニ依リ其ノ全部又ハ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ(法第五十条ノ七ノ二但書ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキヲ除ク)ハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ社会保険庁長官ニ提出スベシ但シ第八十一条ノ六ニ規定スル届書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 届出者ノ生年月日  
 二 支給ヲ停止セラレタル遺族年金ノ証書ノ記号番号

三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由

四 遺族年金(法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ加給セラレタル遺族年金ニ限ル)ノ額ノ全額ニ付其ノ支給ヲ停止セラレタル妻方令第四条の五ニ掲グル給付(其ノ全額ニ付支給ヲ停止セラレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ当該給付ノ名称、其ノ支給ヲ行フ者ノ名称、其ノ支給ヲ受クベキニ至リタル年月日及其ノ年金証

八昭和六十年改正法附則第五十六条第二項ノ規定ニ依リ其ノ全部又ハ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ(法第五十条ノ七ノ二但書ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキヲ除ク)ハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ社会保険庁長官ニ提出スベシ但シ第八十一条ノ六ニ規定スル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 届出者ノ生年月日  
 一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号

二 支給ヲ停止セラレタル遺族年金ノ証書ノ年金コード

三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由

四 遺族年金(法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ加給セラレタル遺族年金ニ限ル)ノ額ノ全額ニ付其ノ支給ヲ停止セラレタル妻方令第四条の五ニ掲グル給付(其ノ全額ニ付支給ヲ停止セラレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ当該給付ノ名称、其ノ支給ヲ行フ者ノ名称、其ノ支給ヲ受クベキニ至リタル年月日及其ノ年金証書、恩給証書又ハ之ニ代ルベキ書類ノ

七又八第五十条ノ七ノ二ノ規定ニ依リ其ノ全部又ハ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ(法第五十条ノ七ノ二但書ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキヲ除ク)ハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル届書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 届出者ノ生年月日  
 二 支給ヲ停止セラレタル遺族年金ノ証書ノ記号番号

三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由

四 遺族年金(法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ加給セラレタル遺族年金ニ限ル)ノ額ノ全額ニ付其ノ支給ヲ停止セラレタル妻方令第四条の五ニ掲グル給付(其ノ全額ニ付支給ヲ停止セラレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ当該給付ノ名称、其ノ支給ヲ行フ者ノ名称、其ノ支給ヲ受クベキニ至リタル年月日及其ノ年金証

八昭和六十年改正法附則第五十六条第二項ノ規定ニ依リ其ノ全部又ハ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ(法第五十条ノ七ノ二但書ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキヲ除ク)ハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ社会保険庁長官ニ提出スベシ但シ第八十一条ノ六ニ規定スル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 届出者ノ生年月日  
 一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号

二 支給ヲ停止セラレタル遺族年金ノ証書ノ年金コード

三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由

四 遺族年金(法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ加給セラレタル遺族年金ニ限ル)ノ額ノ全額ニ付其ノ支給ヲ停止セラレタル妻方令第四条の五ニ掲グル給付(其ノ全額ニ付支給ヲ停止セラレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ当該給付ノ名称、其ノ支給ヲ行フ者ノ名称、其ノ支給ヲ受クベキニ至リタル年月日及其ノ年金証書、恩給証書又ハ之ニ代ルベキ書類ノ

書、恩給証書又ハ之  
二代ルベキ書類ノ記  
号番号又ハ番号  
五 法第五十条第一項  
第二号又ハ第三号ノ  
規定ニ依ル遺族年金  
ノ支給ヲ受クベキ五  
十五歳未満ノ妻方法  
別表第四下欄ニ定ム  
ル一級又ハ二級ノ障  
害ノ状態ニ在ルモノ  
ナルトキ（法第五十  
条ノ三第一項ノ規定  
ニ該当スル子アルト  
キヲ除ク）ハ其ノ状  
態ニ至リタル年月日  
前項ノ届書ニハ届出ノ  
日前一月以内ノ間ニ於  
テ作製セラレタル第八  
十二条ノ三第二項各号  
ニ掲グル書類ヲ添付ス  
ベシ但シ其ノ一部ニ付  
支給ヲ停止セラレタル  
遺族年金方其ノ支給ヲ  
停止セラレザルニ至リ  
タルトキ及届出ノ日前  
六月以内ニ同様ノ書類  
等ノ提出アリタルトキ  
ハ此ノ限ニ在ラズ

記号年金コード又ハ記号番号  
若ハ番号

五 法第五十条第一項第二号又  
ハ第三号ノ規定ニ依ル遺族年  
金ノ支給ヲ受クベキ五十五歳  
未満ノ妻方法別表第四下欄ニ  
定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ  
状態ニ在ルモノナルトキ（法  
第五十条ノ三第一項ノ規定ニ  
該当スル子アルトキヲ除ク）  
ハ其ノ状態ニ至リタル年月日  
前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類  
ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付  
支給ヲ停止セラレタル遺族年金  
方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ  
至リタルトキ及届出ノ日前六月  
以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリ  
タルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
一 届出ノ日前三月以内ノ間ニ  
於テ作製セラレタル次ニ掲グル  
書類  
イ 社会保険庁長官ノ指定シ  
タル届出者ニ在リテハ其ノ  
者方被保険者又ハ被保険者  
タリシ者ノ死亡当時ヨリ引  
続キ法別表第四下欄ニ定ム  
ル一級又ハ二級ノ障害ノ状  
態ニ在ルコトヲ認め得ベキ  
書類  
ロ イノ障害方別表第一二掲  
グル疾病又ハ負傷ニ因ルモ  
ノナルトキハ其ノ障害ノ状  
態ノ程度ヲ示スレントゲン  
フィルム  
ハ 法第五十条ノ三第一項ノ  
規定ニ該当スル子（十八歳  
ニ達シタル日以後ノ最初ノ  
三月三十一日ヲ終了シタル  
子ニ限ル）ガ被保険者又ハ  
被保険者タリシ者ノ死亡当  
時法別表第四下欄ニ定ムル

書、恩給証書又ハ之  
二代ルベキ書類ノ記  
号番号又ハ番号  
五 法第五十条第一項  
第二号又ハ第三号ノ  
規定ニ依ル遺族年金  
ノ支給ヲ受クベキ五  
十五歳未満ノ妻方法  
別表第四下欄ニ定ム  
ル一級又ハ二級ノ障  
害ノ状態ニ在ルモノ  
ナルトキ（法第五十  
条ノ三第一項ノ規定  
ニ該当スル子アルト  
キヲ除ク）ハ其ノ状  
態ニ至リタル年月日  
前項ノ届書ニハ届出ノ  
日前一月以内ノ間ニ於  
テ作製セラレタル第八  
十二条ノ三第二項各号  
ニ掲グル書類ヲ添付ス  
ベシ但シ其ノ一部ニ付  
支給ヲ停止セラレタル  
遺族年金方其ノ支給ヲ  
停止セラレザルニ至リ  
タルトキ及届出ノ日前  
六月以内ニ同様ノ書類  
等ノ提出アリタルトキ  
ハ此ノ限ニ在ラズ

記号年金コード又ハ記号番号  
若ハ番号

五 法第五十条第一項第二号又  
ハ第三号ノ規定ニ依ル遺族年  
金ノ支給ヲ受クベキ五十五歳  
未満ノ妻方法別表第四下欄ニ  
定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ  
状態ニ在ルモノナルトキ（法  
第五十条ノ三第一項ノ規定ニ  
該当スル子アルトキヲ除ク）  
ハ其ノ状態ニ至リタル年月日  
前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月  
以内ノ間ニ於テ作製セラレタル  
第八十二条ノ三第二項各号ニ掲  
グル書類ヲ添付スベシ但シ其ノ  
一部ニ付支給ヲ停止セラレタル  
遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラ  
レザルニ至リタルトキ及届出ノ  
日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ  
提出アリタルトキハ此ノ限ニ在  
ラズ

一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認め得ベキ書類

ニ 法第五十条第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル遺族年金ノ支給ヲ受クル五十五歳未満ノ妻方法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキ（法第五十条ノ第三項ノ規定ニ該当スル子アルトキヲ除ク）ハ其ノ事実ヲ認め得ベキ書類

ホ ニノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム

二 届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類

イ 届出者ノ生存ニ関スル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本（厚生労働大臣ガ住民基本台帳法第三十条の九ノ規定ニ依リ機構保存本人確認情報ノ提供ヲ受クルコトヲ得ザルトキニ限ル）

ロ 法第五十条ノ第三項ノ規定ニ該当スル子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本

<p>第八十二条ノ十四ノ九</p>	<p>項 第八十二条ノ十四ノ六第二</p>	<p>第八十二条ノ十三</p>	<p>(略)</p>
<p>第八十二条ノ十四ノ九 通算遺族年金受給者ハ 法第二十三条ノ七若ハ</p>	<p>一月</p>	<p>(略)</p>	<p>第八十二条ノ十一ノ四 遺族年金受給者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九ノ規定ニ依リ機構保存本人確認情報ノ提供ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ除ク)ハ其ノ氏名ヲ変更シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ 一 変更前及変更後ノ氏名、生年月日並ニ住所 一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由 前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ 一 戸籍ノ抄本又ハ氏名ノ変更ニ関スル市町村長ノ証明書 二 遺族年金証書</p>
<p>第八十二条ノ十四ノ九 通算遺族年金受給者ハ法第二十三条ノ七若ハ第五十条ノ八ノ四又ハ法第</p>	<p>三月</p>	<p>(略)</p>	<p>第八十二条ノ十一ノ五 遺族年金受給者ハ其ノ氏名ヲ変更シタル場合ニ於テ前条第一項ノ規定ニ依ル届書ノ提出ヲ要サザルトキハ当該変更ヲシタル日ヨリ十日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ機構ニ提出スベシ 一 氏名、生年月日及住所 二 個人番号又ハ基礎年金番号 三 氏名ノ変更ノ理由 前項ノ届書ニハ戸籍ノ抄本其ノ他ノ氏名ノ変更ノ理由ヲ明瞭ニシ得ル書類ヲ添付スベシ</p>
<p>第八十二条ノ十四ノ九</p>	<p>(新設)</p>	<p>第八十二条ノ十三</p>	<p>(略)</p>
<p>第八十二条ノ十四ノ九 通算遺族年金受給者ハ 法第二十三条ノ七若ハ</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>第八十二条ノ十一ノ四 遺族年金受給者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九ノ規定ニ依リ機構保存本人確認情報ノ提供ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ除ク)ハ其ノ氏名ヲ変更シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ 一 変更前及変更後ノ氏名、生年月日並ニ住所 一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号 二 遺族年金証書ノ年金コード 三 氏名ノ変更ノ理由 前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ 一 戸籍ノ抄本又ハ氏名ノ変更ニ関スル市町村長ノ証明書 二 遺族年金証書</p>
<p>第八十二条ノ十四ノ九 通算遺族年金受給者ハ法第二十三条ノ七若ハ第五十条ノ八ノ四又ハ法第</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>第八十二条ノ十一ノ五 遺族年金受給者ハ其ノ氏名ヲ変更シタル場合ニ於テ前条第一項ノ規定ニ依ル届書ノ提出ヲ要サザルトキハ当該変更ヲシタル日ヨリ十日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ機構ニ提出スベシ 一 氏名、生年月日及住所 二 個人番号又ハ基礎年金番号 三 氏名ノ変更ノ理由 前項ノ届書ニハ戸籍ノ抄本其ノ他ノ氏名ノ変更ノ理由ヲ明瞭ニシ得ル書類ヲ添付スベシ</p>

第五十条ノ八ノ四又ハ法第五十条ノ八ノ五ニ於テ準用スル法第五十条ノ七ノ規定ニ依リ其ノ全部又ハ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ社会保険長官ニ提出スベシ但シ第八十二条ノ十四ノ六ニ規定スル届書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出者ノ生年月日  
 二 支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ノ証書ノ記号番号

三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由

前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル第八十二条ノ十四ノ七第二項各号ニ掲グル書類ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条ノ八ノ五ニ於テ準用スル法第五十条ノ七ノ規定ニ依リ其ノ全部又ハ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ社会保険長官ニ提出スベシ但シ第八十二条ノ十四ノ六ニ規定スル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出者ノ生年月日  
 一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号

二 支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ノ証書ノ年金コード

三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由

前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出ノ日前三月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類

イ 社会保険庁長官ノ指定シタル届出者ニ在リテハ其ノ者方被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認め得ベキ書類

第五十条ノ八ノ四又ハ法第五十条ノ八ノ五ニ於テ準用スル法第五十条ノ七ノ規定ニ依リ其ノ全部又ハ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ社会保険長官ニ提出スベシ但シ第八十二条ノ十四ノ六ニ規定スル届書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出者ノ生年月日  
 二 支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ノ証書ノ記号番号

三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由

前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル第八十二条ノ十四ノ七第二項各号ニ掲グル書類ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条ノ八ノ五ニ於テ準用スル法第五十条ノ七ノ規定ニ依リ其ノ全部又ハ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ社会保険長官ニ提出スベシ但シ第八十二条ノ十四ノ六ニ規定スル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出者ノ生年月日  
 一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号

二 支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ノ証書ノ年金コード

三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由

前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル第八十二条ノ十四ノ七第二項各号ニ掲グル書類ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金方其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

イノ障害方別表第一二掲  
 グル疾病又ハ負傷ニ因ルモ  
 ノナルトキハ其ノ障害ノ状  
 態ノ程度ヲ示スレントゲン  
 ファイルム

二 届出ノ日前一月以内ノ間ニ  
 於テ作製セラレタル届出者ノ  
 生存ニ関スル市町村長ノ証明  
 書又ハ戸籍ノ抄本（厚生労働  
 大臣方住民基本台帳法第二十  
 条ノ九ノ規定ニ依リ機構保存  
 本人確認情報ノ提供ヲ受クル  
 コトヲ得ザルトキニ限ル）

第八十二条ノ十四ノ十 通算遺族  
 年金受給者（厚生労働大臣方住  
 民基本台帳法第三十条ノ九ノ規  
 定ニ依リ機構保存本人確認情報  
 ノ提供ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ  
 除ク）ハ其ノ氏名ヲ変更シタル  
 トキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ  
 タル届書ヲ十日以内ニ厚生労働  
 大臣ニ提出スベシ

一 変更前及変更後ノ氏名、生  
 年月日並ニ住所

一ノ二 個人番号又ハ基礎年金  
 番号

二 通算遺族年金証書ノ年金  
 コード

三 氏名ノ変更ノ理由

前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類  
 ヲ添付スベシ

一 戸籍ノ抄本又ハ氏名ノ変更  
 二 関スル市町村長ノ証明書

二 通算遺族年金証書

第八十二条ノ十四ノ十一 通算遺  
 族年金受給者ハ其ノ氏名ヲ変更  
 シタル場合ニ於テ前条第一項ノ  
 規定ニ依ル届書ノ提出ヲ要サザ  
 ルトキハ当該変更ヲシタル日ヨ

第八十二条ノ十四ノ十 通算遺族  
 年金受給者（厚生労働大臣方住  
 民基本台帳法第三十条ノ九ノ規  
 定ニ依リ機構保存本人確認情報  
 ノ提供ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ  
 除ク）ハ其ノ氏名ヲ変更シタル  
 トキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ  
 タル届書ヲ十日以内ニ厚生労働  
 大臣ニ提出スベシ

一 変更前及変更後ノ氏名、生  
 年月日並ニ住所

一ノ二 個人番号又ハ基礎年金  
 番号

二 通算遺族年金証書ノ年金  
 コード

三 氏名ノ変更ノ理由

前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類  
 ヲ添付スベシ

一 戸籍ノ抄本又ハ氏名ノ変更  
 二 関スル市町村長ノ証明書

二 通算遺族年金証書

第八十二条ノ十四ノ十一 通算遺  
 族年金受給者ハ其ノ氏名ヲ変更  
 シタル場合ニ於テ前条第一項ノ  
 規定ニ依ル届書ノ提出ヲ要サザ  
 ルトキハ当該変更ヲシタル日ヨ

(略)	(略)	(略)	リ十日以内二左二掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ機構ニ提出スベシ 一 氏名、生年月日及住所 二 個人番号又ハ基礎年金番号 三 氏名ノ変更ノ理由 前項ノ届書ニハ戸籍ノ抄本其ノ他ノ氏名ノ変更ノ理由ヲ明瞭ニシ得ル書類を添付スベシ
(略)	(略)	(略)	リ十日以内二左二掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ機構ニ提出スベシ 一 氏名、生年月日及住所 二 個人番号又ハ基礎年金番号 三 氏名ノ変更ノ理由 前項ノ届書ニハ戸籍ノ抄本其ノ他ノ氏名ノ変更ノ理由ヲ明瞭ニシ得ル書類を添付スベシ

第四條 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正  
 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b>  <b>第二十八條</b> (略)            前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)            (障害の程度が変わったときの改定の請求)</p> <p><b>第三十一條</b> (略)            前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類等</p> <p>イ 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>ロ 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム</p> <p>三 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(障害共済年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)</p> <p><b>第三十八條</b>の二 障害共済年金の受給権者であつて、その障害の程度の調査が必要であると認め、厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該障害共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p>	<p><b>附 則</b>  <b>第二十八條</b> (略)            前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)            (障害の程度が変わったときの改定の請求)</p> <p><b>第三十一條</b> (略)            前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>二 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム</p> <p>三 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(障害共済年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)</p> <p><b>第三十八條</b>の二 障害共済年金の受給権者であつて、その障害の程度の調査が必要であると認め、厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該障害共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p>